

○ 政策目標 6 - 1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた取組の推進

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

世界各国の経済・金融面での相互連関が深まり、また、技術革新の進展等を背景に、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムの安定を通じて日本を含む世界経済の発展に貢献していくことが必要です。

このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）に基づいて、常時対外取引（日本と外国との間における資金やサービスの移動等）の実態を的確に把握するとともに、外国為替市場の安定に取り組むほか、国際金融システムの安定に向けた国際的な取組に参画していきます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-1-1 : 外国為替市場の安定

政6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

政6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進

関連する内閣の基本方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）
- 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和4年12月20日閣議決定）

施策 政6-1-1 : 外国為替市場の安定

取組内容

為替レートは、経済のファンダメンタルズ（経済の基礎的状況）を反映しつつ、安定的に推移することが重要です。通貨当局として、G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方等を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けて取り組みます。

1 外国為替市場の安定化に向けた取組

引き続き関係機関と緊密に連携しつつ、G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている為替相場に対する考え方及び日米財務大臣共同声明を踏まえ、国際的な議論に積極的に参画し、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行っていきます。

また、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を引き続き開催し、特に、有事の際には直ちに会合を開催するなど、政府として迅速な対応を行っていきます。

2 外国為替平衡操作実施状況、国際収支等の適切な公表

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表を行っていきます。

定量的な測定指標

[主要] 政6-1-1-A-1: 外国為替平衡 操作実施状 況、外貨準備 の状況等の正 確かつ適時な 情報の提供 (単位: 回)	作成 頻度	年度	令和4 年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
							目標値	実績値	
外国為替 平衡操作 実施状況 (月ベー ス)	月1回	目標値	12	12	12	12	12	12 公表対象期間の最終日から 第5営業日までに公表	
		実績値	12	12	12	N.A.			
外国為替 平衡操作 実施状況 (日ベー ス)	年4回	目標値	4	4	4	4	4	4 公表四半期の翌々月の第5 営業日までに公表	
		実績値	4	4	4	N.A.			
外貨準備 等の状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第5 営業日までに公表	
		実績値	12	12	12	N.A.			
外国為替資 金特別会計 の外貨建資 産の内訳及 び運用収入 の内訳等	年1回	目標値	1	1	1	1	1	1 公表対象年度の決算書国会 提出の翌月までに公表	
		実績値	1	1	1	N.A.			
達成割合			100%	100%	100%	N.A.			
[主要] 政6-1-1-A-2: 国際収支状況 等の正確かつ 適時な情報の 提供 (単位: 回)	国際収支 状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月の第6 営業日までに公表
			実績値	12	12	12	N.A.		
	本邦対外 資産負債 残高	年1回	目標値	1	1	1	1	1	1 公表対象年末から5か月以 内に公表
			実績値	1	1	1	N.A.		
	オフショ ア勘定残 高	月1回	目標値	12	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月末まで に公表
			実績値	12	12	12	N.A.		
	対外及び 対内証券 売買契約 等の状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第6 営業日までに公表
			実績値	12	12	12	N.A.		
	達成割合			100%	100%	100%	N.A.		

(注) 令和 7 年度実績値は、令和 8 年 6 月末までにデータが確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。

国際収支状況
 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm>
 本邦対外資産負債残高
 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm>
 外貨準備等の状況
 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm>
 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等
 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.html>
 外国為替平衡操作実施状況
 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html>
 オフショア勘定残高
 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm>
 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表）
 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm>

(出所) 国際局為替市場課

(目標値の設定の根拠)

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び經常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組

(目標の内容)

G 7 / G 20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明及び日米財務大臣共同声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。

(目標の設定の根拠)

外国為替市場の安定には、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「為替相場の動向」
- 参考指標 2 「国際収支動向」
- 参考指標 3 「対外資産負債残高」
- 参考指標 4 「外貨準備動向」
- 参考指標 5 「外国為替平衡操作の実施状況」

施策 政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

取組内容

- 1 G 7、G 20等の国際的な議論への参画
 近年、世界経済が貿易政策や地政学的緊張の影響で高い不確実性に直面している中、G 7 や G 20 等における国際協調の一層の推進が求められています。
 令和 8 年は、G 20 は米国、G 7 はフランスが議長国を務め、グローバルインバランス等の議論が行われる予定です。我が国も積極的に議論に貢献し、国際金融システムの安定に向けた取組を進めていきます。

	<p>2 国際通貨基金（IMF）（用語集参照）等による国際金融システム安定化の取組への参画</p> <p>近年、世界経済が複合的な危機に見舞われており、先行きの不確実性が一層高まっている中、加盟国が直面する課題の対応に IMF が一層貢献できるよう、IMF の機能を強化する必要があります。</p> <p>令和 8 年は、経済政策に関する分析・助言を行うサーベイランス業務の包括的な見直しや、IMF のクォータ・ガバナンスに関する将来の議論を導くための原則の策定に向けた作業等が予定されています。今後も我が国は、IMF の第二の出資国として、IMF が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、引き続きこうした取組に積極的に関与していきます。特に、我が国が主要なドナーである IMF による低所得国支援や能力開発の強化に向けた議論に、引き続き積極的に参画していきます。</p> <p>加えて、IMF が真にグローバルな機関として、その役割を果たすためには、スタッフの多様性確保が重要であり、我が国は、日本人スタッフ増加のための努力も続けていきます。</p> <p>また、アジア地域では、ASEAN+3（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等を牽引していきます（詳細は政6-1-3参照）。以上のような、G7、G20、IMF 等における議論へ積極的に参画することを通じて、国際金融システムの安定化を目指していくことは極めて重要であり、引き続き取り組んでいきます。</p>
--	--

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な取組への参画

(目標の内容)

G7、G20等の国際的な枠組みにおいて積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。

(目標の設定の根拠)

国際金融システムの安定を実現し、強固で、持続可能な、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「国際通貨基金（IMF）への主要国出資」 ○参考指標 2 「IMF の融資状況」 ○参考指標 3 「IMF に対する融資貢献の状況」 ○参考指標 4 「IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況」 ○参考指標 5 「IMF のサーベイランス実施状況」 ○参考指標 6 「IMF における日本人職員数等（日本人幹部職員等を含む）」 ○参考指標 7 「IMF のセーフティネットの規模」 ○参考指標 8 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」

施策	政6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進
-----------	----------------------------------

取組内容	<p>アジア地域では、貿易政策の不確実性や高齢化を含む構造的課題等、地域経済及び金融市場が影響を受けるリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化した場合でも地域金融市場の安定を維持するには、平素からの金融協力が重要です。</p> <p>日本は、2026年のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の共同議長国として、チェンマイ・イニシアティブをはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論を牽引していきます。</p> <p>二国間の金融協力についても、二国間通貨スワップ契約（用語集参照）の締結や現地通貨の利用促進のための協力などを引き続き積極的に進めていきます。</p> <p>1 多国間の地域金融協力</p> <p>アジアにおける多国間の地域金融協力の枠組みであるASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、我が国はこれまで、アジア通貨危機を踏まえ、危機時に外貨資金を相互に融通するためのセーフティネットであるチェンマイ・イニシアティブの設立や機能強化を主導するなど、その議論の進展に積極的に貢献してきました。最近では、パンデミックや自然災害等の外生ショックに迅速に対処するための「緊急融資ファシリティ」の創設の合意において、我が国は主導的な役割を果たしました。我が国は、ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の機会も活用しつつ、アジアの金融安定に向けてチェンマイ・イニシアティブの更なる強化のための議論を主導していきます。特に2026年の日本共同議長下では、将来の危機発生時に、チェンマイ・イニシアティブがIMFを補完しつつ必要な資金を迅速かつ適切に供給できるよう、その実効性と信頼性の更なる向上に向けた議論を進めます。</p> <p>また、ASEAN+3域内の経済情勢の監視（サーベイランス）を行う役割を担う「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」（用語集参照）は、地域金融セーフティネットの中核として、サーベイランスや技術支援を通じ、メンバー国の政策実施能力の向上に貢献してきました。2026年の日本共同議長下においては、AMROの更なる機能強化を図ります。特にIMFとの国際機関との連携を一層促進し、AMROが「地域のホームドクター」として、より効果的な役割を果たせるよう、議論を推進していきます。</p> <p>さらに、アジア債券市場育成イニシアティブ（用語集参照）については、同イニシアティブ開始前の平成14年末と比べ、ASEAN域内の現地通貨建て債券市場の規模は約7.8倍に拡大しています。2027年以降の次期中期ロードマップの策定をはじめ、本イニシアティブに積極的に貢献していきます。また、平成22年11月に創設された信用保証・投資ファシリティ（CGIF）（用語集参照）については、現地通貨建て債券への保証を通じて多くの現地通貨建て債券の発行を後押ししています（令和7年11月27日時点で累計87件、累積保証残高約4,500百万米ドル）。これらの取組を通じて、引き続きアジア地域における金融市場の環境整備支援を推進していきます。</p> <p>災害リスクファイナンス（DRF）イニシアティブ（用語集参照）については、ASEAN地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とする東南アジア災害リスク保険ファシリティ（SEADRIF: Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facility）（用語集参照）の枠組みにおいて、SEADRIF保険会社を設立、ラオスを対象とした災害保険を供与しているほか、東南アジアにおいて、公共インフラの融資と保険</p>
-------------	---

を一体的に実施するプログラムづくりを進めています。引き続き S E A D R I F の強化・拡大への貢献を通じて、D R F イニシアティブを積極的に支援していきます。

2 二国間の金融協力

多国間の地域協力の枠組みに加え、二国間の取組も重要です。特に、A S E A N、インド、太平洋島嶼国等のアジア・太平洋地域の国々との経済関係を深めることは、我が国の持続的成長のためにも重要です。

A S E A N + 3 諸国との関係においては、日本は、チェンマイ・イニシアティブの補完として、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、韓国の 6 カ国との間で二国間通貨スワップ契約を締結しています(令和 7 年 12 月時点)。これらの契約を通じて、A S E A N + 3 地域の金融安定強化に引き続き貢献していきます。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、令和 2 年 8 月にインドネシア中央銀行との間で創設された現地通貨の利用促進に係る協力枠組みを令和 7 年 12 月に強化し、貿易及び直接投資に限られていた対象の取引範囲を、全ての二国間における経済取引に拡大しました。今後もこれらの取組を強化・拡大することで、各国の現地通貨の利用促進による、同地域の安定的な金融市場の実現に貢献していきます。

インドとは、二国間通貨スワップ契約のほか、次官級の日印財務協議(直近令和 6 年 9 月に開催)等を通じて、資本市場の育成や金融規制について議論に加え、両国のマクロ経済情勢について情報交換を行っています。今後も継続的な協議を通じて二国間協力を推進していきます。

また、太平洋島嶼国との間では、世銀の太平洋島嶼国向け「コルレス銀行関係プロジェクト」の支援を始めとした地域のコルレス銀行への対応及び自然災害リスク保険の活用等に向けた支援を継続するほか、令和 7 年 5 月に定例化に合意した日・太平洋島嶼国財務大臣会議等の会合を通じて、同地域との国際協調を引き続き促進していきます。

定量的な測定指標

政6-1-3-A-1：ASEANにおける現地通貨建て債券による資金調達 の状況(現地通貨建て債券市場の 債券残高の対前年比)	年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標値		-	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上
実績値		104.8%	108.3%	106.7%	N.A.	

(注1) Asian Bonds Online (ABO) において公表される、ASEANにおける現地通貨建て債券の年末残高の米ドル換算額(各暦年末時点の為替レート)より、対前年比を測定。

(注2) ABOにおいてデータ更新が生じた場合は、過年度の実績値についても更新。

(注3) 令和7年度の実績値は、令和8年6月頃に確定し、令和7年度の実績評価書に記載します。

(出所) ABO(令和7年12月23日時点の公表値)

(目標値の設定の根拠)

アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行を促進することが重要であるため、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%を目標値として設定します。

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組

(目標の内容)	ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブや ASEAN+3 マクロ経済リサーチ・オフィス (AMRO) のサーベイランス等の強化、アジア債券市場育成イニシアティブ、DRF イニシアティブ等の地域金融協力を積極的に推進していきます。
(目標の設定の根拠)	アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。

定性的な測定指標	
[主要] 政6-1-3-B-2: アジア太平洋地域との金融協力の取組	
(目標の内容)	金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア太平洋地域各国との金融協力に関するバイやマルチの対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ契約の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。
(目標の設定の根拠)	アジア太平洋地域との金融協力の取組の推進は、地域金融の安定・各国との関係強化を図る上で重要なためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」(再掲) ○参考指標 2 「日本—AMRO 特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数」 ○参考指標 3 「アジア諸国との二国間通貨スワップ契約」 ○参考指標 4 「サーベイランスの実施状況 (ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む))」

政策目標に係る予算額等		令和 6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	1,016,558,268 千円	1,245,179,709 千円	1,672,700,646 千円		/
	(項) 事務取扱費	2,485,438 千円	2,599,939 千円	4,575,848 千円		
	(事項) 外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費	2,485,438 千円	2,599,939 千円	4,575,848 千円		
	(項) 諸支出金	524,922,719 千円	454,022,607 千円	242,052,856 千円		
	(事項) 手数料等に必要経費	524,922,719 千円	454,022,607 千円	242,052,856 千円		
	(項) 融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	751 千円	848 千円	772 千円		
	(事項) 融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費	751 千円	848 千円	772 千円		

	(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	489,149,360 千円	788,556,315 千円	1,426,071,170 千円		
	(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	489,149,360 千円	788,556,315 千円	1,426,071,170 千円		
	補正予算	—	—			
	繰越等	—		N. A.		
	合計	1,016,558,268 千円		N. A.		
	執行額	352,002,518 千円		N. A.		

(概要)

外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。

(注) 令和 8 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 9 年 11 月頃に確定するため、令和 9 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和 9 年 6 月（予定）
--------------	--------------------------------	-----------------	----------------

○ 政策目標 6 - 2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

地球規模課題の深刻化や、分断と対立によるグローバル・ガバナンスの揺らぎによって、国際情勢は複合的な危機に直面しています。このような状況下で、世界経済の中で大きな地位を占める我が国は、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。

こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、民間資金動員や成長分野への投資等の促進も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

政6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

政6-2-3 : 債務問題への取組

政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（令和5年6月9日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和6年12月24日経協インフラ戦略会議決定）

施策 政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

取組内容

我が国は、持続可能な開発目標（SDGs（用語集参照））やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、ODAについてはこれまで以上に戦略的な実施や開発効果の向上等に努めていくことが課題となっており、令和5年6月9日に閣議決定された「開発協力大綱」でも示された通り、ODA等について一層効果的・戦略的に活用することが求められています。

財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、有償資金協力（円借款（用語集参照））・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関（MDBs）及び諸外国との援助協調の推進、国別開発協力方針の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行（JBIC）の機能強化等に取り組んでいるところであり、引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

定性的な測定指標	
	[主要] 政6-2-1-B-1 : 円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用
	(目標の内容) 円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。
	(目標の設定の根拠) 我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。
定性的な測定指標	
	政6-2-1-B-2 : 国際協力銀行 (J B I C) を通じたその他の政府資金 (O O F) の効率的・戦略的な活用
	(目標の内容) J B I C の機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。
	(目標の設定の根拠) 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、J B I C の実施するO O F (Other Official Flows) との連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「開発途上国に対するODA、O O F 及びP F (民間資金) の実施状況」 ○参考指標 2 「円借款実施状況」【再掲 (総5-1 : 参考指標 5)】 ○参考指標 3 「海外投融資実施状況」 ○参考指標 4 「円借款の標準処理期間の達成状況」 ○参考指標 5 「 J I C A の詳細型事後評価完了案件の分布」 ○参考指標 6 「国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (総5-1 : 参考指標 6)】
施策	政 6-2-2 : 有償資金協力 (国際協力機構 (J I C A) を通じた支援) 並びに国際協力銀行 (J B I C) 及び国際開発金融機関 (M D B s) を通じた支援等
取組内容	<p>財務省は、有償資金協力 (J I C A を通じた支援) や J B I C 業務、M D B s に関する業務を所管する立場から、以下の通り取り組んでいきます。</p> <p>1 有償資金協力 (J I C A を通じた支援)</p> <p>円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、I M F をはじめとする国際金融機関の知見も活用しつつ、開発途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務持続可能性に目を配るとともに、世界銀行をはじめとするM D B s との連携を促進する等、援助効果の向上に努めています。こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別開発協力方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画していきます。海外投融資 (用語</p>

集参照)については、民間金融機関や国際金融機関、円借款などの他のスキームとの一体的な実施を通じて、一層効果的な開発効果の発現を実現できるよう取り組んでいきます。

また、令和5年に策定された「開発協力大綱」や、その後の「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」の提言の内容を踏まえ、地球規模課題の解決のための民間資金動員等の推進や、海外投融資のリスクテイク機能強化も進めていきます。

引き続き、アジア地域をはじめ、世界各地域に対し、その必要性和特性に応じ、世界銀行、アジア開発銀行などのMDBsとの連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていくほか、更に技術協力・無償資金協力との有機的連携を進めていきます。

2 J B I Cを通じた支援

J B I Cについては、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努め、こうした取組により、開発途上国等の持続的発展に貢献していきます(政6-3-1も参照)。第5期中期経営計画の最終年度にあたる令和8年度において、4つの重点取組課題(持続可能な未来の実現、我が国産業の強靱化と創造的変革の支援、戦略的な国際金融機能の発揮による独自のソリューション提供、価値創造に向けた組織基盤の強化・改革)に向けた取組を一層後押ししていきます。

3 MDB s等を通じた効率的・戦略的な支援

我が国は、開発分野で重視するテーマについて、MDBsを重要なパートナーとして協働して取り組んでいきます。例えば、日本議長下のG20の成果である「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の推進や、日本が国際的な議論を主導してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)(用語集参照)の推進、途上国における感染症への予防・備え・対応(PPR)の強化等について、MDBsの知見を活用して取組を進めるため、MDBsに設置された日本信託基金やマルチドナー信託基金を通じて、積極的に途上国を支援していきます。

併せて、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国が開発分野で重視するテーマがMDBsの重点政策として位置づけられるよう交渉や議論に取り組むとともに、我が国の開発援助にMDBsの経験・専門的知見を活用することで、我が国の支援の効果・効率を増大させていきます。

また、MDBsの既存資本を最大限活用するための方策を検討する取組の実施や、民間資金動員の強化、新たな金融手法の開発を含む様々な取組を通じて、気候変動やパンデミック等の地球規模の課題への対応強化や開発効果の最大化を図るMDB改革が進められており、令和8年度においても、こうした取組に参画し、MDBsやG7諸国等との意見交換・議論を活発に行っていきます。

4 国際機関と連携したUHC実現のための支援及びパンデミックへのPPRの強化

UHCは持続可能な開発目標(SDGs)のターゲットの一つとして挙げられています。財務省は、国際開発金融機関の主要ドナーとして、世界銀行等と共同して開発途上国におけるUHC推進に積極的に取り組んできました。また、G7やG20等の国際場裡におけるUHC推進やパンデミックへの予防・備え・対応(PPR)強化の議論を先導しています。令和7年12月には、財務省・厚労省・世界銀行・世界保健機構(WHO)の共催による「UHCハイレベルフォーラム2025」を東京で開催し、保健財政等に関する途上国の財務・保健当局の人材育成の支援等を行う「UHCナレッジハブ」の立上げを行いました。また、

主催者による共同宣言では、UHCナレッジハブによる財務・保健当局の能力強化等を通じて途上国のUHC達成に向けた取組みを支援していくことを確認しました。

今後も、関係省庁・国際機関と連携し、財務・保健当局の連携のさらなる強化や、パンデミック P P R を含む国際保健枠組みの強化に取り組むとともに、UHCナレッジハブを含むUHC実現に向けた議論・取組に積極的に参画していきます。

5 気候変動対策及び地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

平成27年12月に行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）では、「京都議定書」に代わる、令和2年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である「パリ協定」(Paris Agreement) が採択されました。同協定は平成28年11月に発効し、令和2年1月より本格実施されているところであり、引き続きこの協定の目的達成に向けた途上国の取組を積極的に支援していきます。

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：G E F）（用語集参照）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：C I F）（用語集参照）、更には緑の気候基金（Green Climate Fund：G C F）（用語集参照）の主要な拠出国です。関係省庁と協力し、各基金の評議会等への参加を通じてその活動を支援しています。

財務省は、G 7、G 20及びC O P等の国際場裡において、パリ協定の目的達成に向けた途上国の取組に係る議論や支援に積極的に参画しています。具体的には、対象国の高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するパートナーシップである、「公正なエネルギー移行パートナーシップ」(Just Energy Transition Partnership：J E T P) において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しています。さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）においてより大きな役割を果たせるよう、令和5年のG 7日本議長下で同志国や世界銀行とともに立ち上げたR I S E (Resilient and Inclusive Supply-Chain Enhancement：強靱で包摂的なサプライチェーンの強化) パートナーシップは現在、アフリカ・アジア等での取組を進めています。日本は主要ドナーとして、R I S Eの議論・取組に引き続き積極的に参画していきます。

また、日本が最大出資国であるアジア開発銀行（A D B）は、アジア・太平洋地域の気候変動対策支援に積極的に取り組んでいます。令和6年11月には、ドナーからの資金貢献をレバレッジとしてアジア・太平洋地域における気候ファイナンスを拡大する革新的なメカニズムである、アジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（I F - C A P：Innovative Finance Facility for Climate in Asia and Pacific）の運用を開始しました。我が国は、同ファシリティの設立ドナーとして6億ドルの信用補完を提供するとともに、案件組成等を支援するグラント枠に2,500万ドルの貢献を行っており、引き続き、A D Bにおける気候変動対策の取組を支援していきます。

今後も、国際社会とも連携し、気候変動対策及び地球環境保全に向けた取組に積極的に参画していきます。

6 ロシアによるウクライナ侵略への対応

国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略は、厳しさを増す東アジアの安全保障を踏まえると、我が国にとっても決して他人事ではなく、ウクライナへの支援は、国際社会全体の責務と言えます。

まず、戦争が長期化する中、G7をはじめとした多国間協力の枠組みを通じた支援について、日本を含めた各国のウクライナ支援の根幹となる同国向けIMF支援プログラムに基づきウクライナが直面する財政ニーズを支えることが重要です。令和6年6月のG7首脳会合において立ち上げが表明された、ロシアの国家資産の凍結から生じる特別な収益を返済原資とする「特別収益前倒し融資（ERAローン）」について、世界銀行に新設された基金を通じ、引き続き財政支援を実施していきます。

次に、二国間の取組について、我が国は、ウクライナ及び周辺国に対し、令和7年12月までに、財政支援や人道・食料関連支援等をあわせて計約170億ドルの支援を表明しました。このうち、財務省としては、無償支援9.4億ドルと、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和27年法律第191号）の一部改正法（令和5年4月成立）によって可能となった世界銀行融資への信用補完125億ドル等の財政支援に取り組んできており、引き続き着実に実施していきます。

ウクライナの復旧・復興を見据えた支援として、財務省は、民間セクターへの保証業務を行う世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）において、ウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金に対し、ウクライナの復旧・復興に向けた民間資金動員の促進を支援しています。加えて、主に、中東欧等の民間セクター支援を行う欧州復興開発銀行（EBRD）において、日本は主要ドナーとして貢献しています。引き続き、ウクライナにおける経済復興を力強く推進する観点から、世界銀行等のMDBsを通じて、主に民間セクターにおけるウクライナ支援の強化に向けて取り組んでいくとともに、現地のニーズを適切に把握しながら、持続可能な支援方法を検討していきます。

また、JBICにおいても、令和7年5月、ウクライナのキーウにおいて実施する3Dプリント義足等の製造・販売事業に必要な資金を提供するため、融資金額1,800万円を限度とする貸付契約を締結しました。本事業を通じ、同国の復興支援に加え、同国における義足の供給不足解決に貢献することが期待されます。

財務省では、我が国の厳しい財政事情を踏まえながら、ウクライナの膨大な支援ニーズに応えるため、IMFやMDBsの知見を活用しつつ、財政支援や復旧・復興支援、JBIC等を通じた支援を進めていきます。

定性的な測定指標

[主要] 政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画

（目標の内容）

世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要出資国として、低所得国支援等も含めた業務運営に積極的に参画していきます。また、地球規模の課題への対応を強化するためのMDB改革が進むように議論に貢献していきます。

（目標の設定の根拠）

MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

定性的な測定指標	
政6-2-2-B-2 : UHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画	
(目標の内容)	我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論や、パンデミックへのPPRの強化に向けた議論に積極的に参画していきます。
(目標の設定の根拠)	開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、UHCの実現やパンデミックへのPPRの強化が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた取組の推進が必要であるためです。
定性的な測定指標	
政6-2-2-B-3 : 気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画	
(目標の内容)	G 7やG20等の国際会議や、我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ (Global Environment Facility : G E F)、気候投資基金 (Climate Investment Funds : C I F)、緑の気候基金 (Green Climate Fund : G C F) 及び「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」 (Resilient and Inclusive Supply-Chain Enhancement : R I S E) パートナーシップの運営、共同リード国として取り組む公正なエネルギー移行パートナーシップ (Just Energy Transition Partnership : J E T P) に係る議論等に積極的に参画していきます。
(目標の設定の根拠)	気候変動及び地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における気候変動対策及び地球環境保全を支援するためには、議論に積極的に参画する必要があるためです。
定性的な測定指標	
政6-2-2-B-4 : ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援	
(目標の内容)	我が国の厳しい財政事情も踏まえつつ、G 7や国際機関をはじめとする国際社会と一層緊密に連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行っていくため、必要となる施策を講じていきます。また、ウクライナの復興も見据え、民間資金の動員に向けた取り組みも行っていきます。
(目標の設定の根拠)	令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、G 7や国際機関をはじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし

参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「国際開発金融機関 (MD B s) に対する主要国の出資」 ○参考指標 2 「国際開発金融機関 (MD B s) 等に対する拠出金」 ○参考指標 3 「国際開発金融機関 (MD B s) の活動状況」 ○参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲 (総5-1:参考指標5)】 ○参考指標 5 「国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (総5-1:参考指標6)】 ○参考指標 6 「国際協力銀行 (J B I C) によるサムライ債発行支援の実績」
-------------	---

施策	政6-2-3 : 債務問題への取組
取組内容	<p>我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、公的債権の繰り延べや削減を行っています。近年においては、開発途上国に対する資金援助の構造も変化してきており、中国等のパリクラブ以外の新興援助国からの資金が増加する傾向にあります。また、開発途上国自身による債券発行も含めた民間からの資金借入も増加しています。その一方で、IMFや世界銀行においては、我が国を含めた全ての債権者やドナーが、債務持続可能性分析の枠組に沿った行動をとるよう促しています。</p> <p>財務省としても、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、国際社会における議論に積極的に参画しています。また、IMF・世界銀行の各信託基金（「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等を実施しています。加えて、債権国と世界銀行それぞれが保有する債務データを突合する取組を主導し、多額のギャップを把握するなど、債務の透明性・正確性の向上に取り組んでいます。</p> <p>G20及びパリクラブは、令和2年11月、「債務支払猶予イニシアティブ (D S S I) 後の債務措置に係る共通枠組」（以下「共通枠組」といいます。）に合意しました。令和7年10月には、G20において「共通枠組」など、これまでの取組を振り返りつつ、今後も更なる行動を進めていく決意を示した「債務持続可能性に関する閣僚宣言」が採択されました。今後も、債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。</p>

定性的な測定指標	
	【主要】 政6-2-3-B-1 : 債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画
(目標の内容)	<p>債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。また、G7やG20等の国際的枠組みにおいて、我が国は、債権データの国際機関への共有を債権国に働きかけること等を通して、債務の透明性・正確性の向上に引き続き取り組んでいきます。</p>
(目標の設定の根拠)	

新興援助国や民間からの資金流入の変動等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参加していくことや、債権国による債務の透明性・正確性向上への協力が重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
取組内容	<p>開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等のための協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。</p> <p>この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施のほか、海外の研究機関との交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、開発途上国の税関当局に対しても、世界税関機構（WCO）（用語集参照）をはじめとする国際機関等とも連携しながら、開発途上国自身が自立的に国際標準に則った形で、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を行えるよう支援に取り組んでいきます。</p> <p>同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。</p> <p>政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、測定指標として設定しています。</p>

定量的な測定指標

[主要] 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度(研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合) (単位：%)	年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標値		95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上
実績値		99.1	99.8	99.4	N. A.	

(注) 令和7年度の実績値は、令和8年6月に確定し、令和7年度実績評価書に記載します。

(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課

(目標値の設定の根拠)

知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
-----------------	------

参考指標

○参考指標 1 「研修・セミナー等の実施状況」

政策目標に係る予算額等		令和 6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の 状況	当初予算	83,435,692 千円	85,418,065 千円	86,956,361 千円		
	(項) 経済協力費	83,435,692 千円	85,418,065 千円	86,956,361 千円		
	(事項) 経済協力に必要な経費	83,435,692 千円	85,418,065 千円	86,956,361 千円		
	内 アジア開発銀行等拠出金	34,540,091 千円	34,540,093 千円	36,222,480 千円		001385～ 001387 001389～ 001404 001408
	内 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	48,480,000 千円	50,480,000 千円	50,280,000 千円		001406
	内 米州投資公社出資金	27,800 千円	-	16,688 千円		005638
	その他	387,801 千円	397,972 千円	437,193 千円		行政事業レビューの対象外
	補正予算	56,524,418 千円	30,753,478 千円			
	繰越等	-		N. A.		
	合計	139,960,110 千円		N. A.		
執行額	139,880,000 千円		N. A.			

(概要)

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

(注) 令和 8 年度「繰越等」「執行額」等については、令和 9 年 11 月頃に確定するため、令和 9 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当）、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和 9 年 6 月（予定）
-------	---	----------	----------------

○ 政策目標 6 - 3 : 日本企業の海外展開支援及び国の経済安全保障上重要な取組の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要です。同時に、国際社会を取り巻く環境が変化する中、経済安全保障等の新たな社会的要請への対応や国益の確保の観点も踏まえ、海外展開の取組を進めています。

また、財務省では、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）に基づいてテロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用防止に対処するとともに、我が国に対する対内直接投資審査制度の適正な運用を通じて、経済安全保障の確保と健全な投資の促進に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-3-1 : 国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援
推進

政6-3-2 : テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関する資金等による国際金融システムの濫用への対応

政6-3-3 : 対内直接投資審査制度の適切な運用

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定）

施策

政6-3-1 : 国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援
の推進

取組内容

国際情勢の複雑化、地球規模課題の深刻化やインフラ市場展開地域・分野の拡大により、インフラ海外展開等に影響を与えるリスクも多様化しており、安定的な日本企業の海外展開のため、一層の対応が求められています。日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでも JICA による有償資金協力や JBIC 等を通じた支援を行ってきたところですが、国際的な競争が激しくなっている分野の案件や民間の金融機関で対応できないリスクの高い案件については、官民あげて一層取り組む必要があります。財務省は、「インフラシステム海外展開戦略2030」等に盛り込まれている当該施策について、経協インフラ戦略会議における議論にも参加しながら、JICA による有償資金協力や JBIC の出融資保証業務の枠組みを活用して、ファイナンス面から日本企業の海外展開支援をより一層支援していきます。

- 1 JICA による有償資金協力等を通じた支援

JICAによる有償資金協力については、令和5年に策定された「開発協力大綱」や、その後の「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」の提言の内容を踏まえ、地球規模課題の解決のための民間資金動員等の推進や、海外投融資のリスクテイク機能強化も進めていきます。

また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、令和7年4月に独立行政法人国際協力機構法を改正し、民間資金動員を促進すべく、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、JICAの機能強化を実施しました。

こうした制度改善等を踏まえた有償資金協力の活用や国際機関との連携を通じ、日本企業の参画を支援することで、新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現を図ります。

2 J B I Cを通じた支援

「インフラシステム海外展開戦略2030」等を踏まえ、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、これまでJ B I Cの機能強化を図ってきました。令和5年10月には、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（以下「改正法」といいます。）が全面施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押しが可能となりました。また、サプライチェーン強靱化の観点からは、令和7年10月に、J B I Cに「日本戦略投資ファシリティ」を創設し、日米政府の戦略的投資イニシアティブに基づく投資も含めて、我が国の経済・国家安全保障の強化の観点から重要な分野における日本企業の海外展開を支援するとともに、これらの戦略的分野について、先進国においてもJ B I Cが支援できるよう所要の政令改正を行いました。

今後とも、J B I Cが有する様々なツールを一層活用し、開発途上国等海外の経済社会の発展を取り込み、日本企業の積極的な海外展開を一層支援できるよう、J B I Cの機能強化を通じ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化やスタートアップ等の日本企業のリスクテイク推進などの課題に、財務省として積極的に取り組んでいきます。

定性的な測定指標

政6-3-1-B-1：国際協力機構（JICA）による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組

（目標の内容）

日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、JICAによる有償資金協力を通じた支援をより一層、効率的・戦略的に実施していきます。

（目標の設定の根拠）

我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、JICAによる有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。

定性的な測定指標	
<p>[主要] 政6-3-1-B-2: 国際協力銀行 (J B I C) を通じた効率的・戦略的な支援の取組</p>	
<p>(目標の内容)</p> <p>J B I Cにおいては、我が国の経済安全保障を強化し、強靱なサプライチェーンの構築を後押しするための「日本戦略投資ファシリティ」等のツールを活かして、日本企業の海外展開をより一層、効率的・戦略的に後押ししていきます。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきている J B I Cによる出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。</p>	
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<p>○参考指標 1 「円借款実施状況」【再掲 (総5-1:参考指標5)】</p> <p>○参考指標 2 「国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (総5-1:参考指標6)】</p>
施策	政6-3-2: テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応
取組内容	<p>国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動や現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮の核開発等の問題や、足下のロシアによるウクライナ侵略は、国際社会全体の課題です。これらの課題に対処するため、関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止するとともに、各種の金融制裁措置によりこれらの国々に対して圧力をかけることも重要となっています。</p> <p>このような観点から、財務省としては、国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づき、様々な制裁措置を講じてきました。例えば、テロ資金や北朝鮮の核・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連の計画等に関し、制裁対象者に対する資産凍結等措置や資金移転防止措置を講じています。加えて、令和 3 年 6 月以降、国連安保理制裁委員会により資産凍結等の対象となるタリバーン関係者等を指定する決定が行われた場合には、関係省庁と連携の上、当該決定から 24 時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講じています。さらに、令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略を受け、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等や、令和 7 年 9 月には国連安保理決議に基づきイランの核合意不履行を受けた過去の安保理決議によるイラン制裁が再適用されたことを受け、外為法に基づく資産凍結等の措置を講じています。その他、対外直接投資規制、サービスの提供に係る規制等の措置を機動的に実施しています。今後とも、関係各国や関係省庁、金融機関等との連携体制及び調査・分析機能の強化を図るなどし、当該措置を適時に実施していきます。</p> <p>また、F A T F (金融活動作業部会) (用語集参照) や G 20 等の国際的な枠組みに積極的に貢献し、国際社会と協調して、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与への対策 (以下「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」といいます。) に関する F A T F 基準の履行等を推進していきます。国内のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策については、引き続き、警察庁・財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散</p>

金融対策政策会議」の枠組みを活用しつつ、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（令和 4 年 5 月）に沿って、関係省庁等と協力して着実に取り組んでいきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行等を図るため、資金移転の仲介等を行う金融機関等に対して、外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインに基づき、検査の効率性及び有効性を高めることに留意しつつ、外国為替検査を実施していきます。

定量的な測定指標

政6-3-2-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施	年度		令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	目標値	割合 (%) (b)/(a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
実績値	割合 (%) (b)/(a)	100.00	100.00	100.00	N.A.		
	(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	2	1	2	N.A.		
	(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	2	1	2	N.A.		

(注) 令和 7 年度の実績値は、令和 8 年 3 月末に確定し、令和 7 年度の実績評価書に記載します。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。

定量的な測定指標

政6-3-2-A-2：外国為替検査の実施状況	年度		令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	226	223	220	213	212
実績値		220	213	212	N.A.		
外国為替検査の実施件数	目標値	110	104	100	114	N.A.	
	実績値	116	104	97	N.A.		

(注 1) 令和 7 年度の実績値は、令和 8 年 3 月末に確定し、令和 7 年度実績評価書に記載します。

(注 2) オフサイト・モニタリングとは、平成 30 年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

(注 3) 外国為替検査の目標値については、令和 8 年 7 月～8 月に令和 8 事務年度（7 月～翌年 6 月までの期間）の検査計画を策定することとしているため、令和 9 年度実施計画時に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢の状況を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和 6 年度の実績を参考に目標値を設定しました。外国為替検査

査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性も踏まえた金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、検査計画を策定しています。

定量的な測定指標

政6-3-2-A-3：外為法令等遵守に係る説明会の実施状況	年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	目標値	12	12	12	12	12
	実績値	13	16	16	N. A.	

(注) 令和7年度の実績値は、令和8年3月末に確定し、令和7年度の実績評価書に記載します。

(目標値の設定の根拠)

外為法令等遵守に係る説明会については、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題や外国為替検査等で特定した課題等に関する事項も含め、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体等が会合等を主催する機会や、オンラインを活用して実施しており、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

定性的な測定指標

[主要] 政6-3-2-B-1：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の国際的な枠組みの中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等

(目標の内容)

国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。

また、令和4年5月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」や、令和6年4月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画(2024-2026年度)」に沿った取組、暗号資産等の新たな技術の普及に伴う影響などの対応を含め、国際社会と協調しつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関するFATF基準の履行等を、国民や民間事業者の理解と協力を得ながら、関係省庁等と協力して強力に推進していきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びFATF基準の着実な履行等を図るため、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に外国為替検査を実施していきます。また、外国為替検査等で特定した課題等について、金融機関等へのアウトリーチ活動の実施や、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、制裁措置の実効性を継続的に強化していきます。

(目標の設定の根拠)

国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF基準の着実な履行等が、国際金融システムの安定に資するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲(総5-1:参考指標3)】」
- 参考指標2「FATF関連会合への出席回数」

	○参考指標 3 「F A T F 基準に係る研修等への参加状況」 ○参考指標 4 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数」
--	---

施策	政6-3-3 : 対内直接投資審査制度の適正な運用
取組内容	<p>我が国への対内直接投資は、我が国経済の健全な発展に寄与するものである一方、投資を通じて、国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失といった事態につながるおそれを生じうるものです。かかる観点から財務省としては、外為法に基づき、投資の自由を原則としつつ、一定の対内直接投資については国の安全等の観点から事前に審査する制度を設け、こうした懸念に対応しています。</p> <p>また、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、対内直接投資審査制度が果たすべき役割は一層重要になっています。こうした状況も踏まえ、2020年施行の外為法改正法における施行5年後の見直し規定に基づき、関税・外国為替等審議会において議論が行われ、令和8年1月に「対内直接投資審査制度等のあり方についての答申」があったところ、これを踏まえた必要な制度改正についての取組を進めます。</p> <p>引き続き国内関係省庁と連携し、政府全体として審査能力の底上げ・事後モニタリングの実効性強化を図るほか、省庁横断的な審査を強化することにより対内直接投資審査を高度化していきます。また、外国当局との情報交換の連携を引き続き進めていきます。加えて、地方企業等に対する投資の動向にも目配りできるよう、財務局も含め情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、執行体制の一層の強化を図っていきます。これらにより、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めていきます。</p> <p>また、投資家の利便性向上の観点から、オンラインにより事前届出を提出できるよう対応したところですが、関係省庁と連携しつつ、一連の手続きをオンラインで完結できるようシステム化に向けた検討を進めます。加えて、対内直接投資審査制度の内容の周知・徹底を図るために市場関係者等の正確な理解に寄与する情報提供を行うことで、円滑かつ着実に対内直接投資審査制度を運用していきます。</p>

定性的な測定指標	
	[主要] 政6-3-3-B-1 : 実効性のある対内直接投資審査制度への取組
(目標の内容)	迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁との連携強化や各国当局との情報交換を進めつつ、財務局も含め執行体制の強化を図っていきます。
(目標の設定の根拠)	安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することを防ぐためには、国内関係省庁・海外当局との連携や、財務局のネットワークを活用し、幅広く関係者に対して説明等を行うことを通して、対内直接投資審査制度の実効性を確保することが重要であると考えられるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標 2 「対内直接投資にかかる説明会の回数」

政策目標に係る予算額等	令和 6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					
担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、開発政策課）		政策評価実施時期	令和 9 年 6 月（予定）	